告 示

埼玉県告示第五百七十七号

条第二項の 非 営利活動法人を設立しようとする者 特定非営利活動促進法 規定により公告する。 (平成十年法律第七号) から 次 のと おり 第十条第 申 請 書が 項 提 \mathcal{O} 規定に 出さ れ た ょ \mathcal{O} り、 で、 特定 同

://www.saitamaken-npo.net/)) 方法並びに U 生活部共助社会づ 翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当 該 インタ 申請 に係る定款、 くり課及び ネットを利 用する方法 埼玉県川越比 役員名簿、 に より縦覧に供する。 設立趣旨書並 (埼玉県N 企地域振 申請書を受理 興セ Р O び 情 ン に 報 タ した 設 立 ス テ に 日 当 お から二月間、 初 シ V \mathcal{O} 彐 て備 事 業年度 え (http 置 県 及

平成二十八年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マイムマイ

三 代表者の氏名

中島 郁子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南一丁目二十七番地八

五 定款に記載された目的

会を創 辺地域 日 本の伝統文化に触れ、 こ の 法 造することで福祉 \mathcal{O} 人は、「農業を基盤とし 々が 障害の有るなしにかか \mathcal{O} 心豊かな住みやすい街 増進に寄与すること、 た活動 \mathcal{O} わらず、 展開 つくりに協力する。 を通して、 及 び 共に 地域の活性化と共に様々な いきいきと暮らせる地域社 毛呂山 町及びその周